

青木村特定環境保全公共下水道事業
経営戦略
(概要版)

平成 29 年 3 月

長野県青木村住民福祉課

目 次

第 1 章 経営戦略について.....	1
1.1 策定に至る経緯.....	1
1.1.1 H26.3 公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会.....	1
1.1.2 H26.8 公営企業の経営に当たっての留意事項について.....	1
1.1.3 H28.1 「経営戦略」の策定推進について.....	1
1.1.4 その他.....	1
第 2 章 現状と課題.....	2
2.1 事業概要.....	2
2.1.1 下水道施設の概要.....	2
2.1.2 下水道使用料体系.....	2
2.2 現状分析.....	3
2.2.1 普及状況等.....	3
2.2.2 投資の状況.....	3
2.2.3 維持管理費の状況.....	4
2.2.4 下水道使用料の動向.....	4
2.2.5 一般会計繰入金の動向.....	5
2.2.6 汚水処理費・経費回収率.....	5
第 3 章 経営指標による分析.....	6
第 4 章 経営の基本方針.....	7
第 5 章 投資・財政計画について.....	7
5.1 事業投資額について.....	7
5.2 その他の設定.....	8
5.3 収支予測結果.....	8
5.4 経営改善のための施策について.....	12
第 6 章 計画の見直しについて.....	12
「青木村下水道事業経営戦略」.....	13

第 1 章 経営戦略について

本項では、経営戦略の概要について整理する。

1.1 策定に至る経緯

経営戦略の策定の要請に至るまでの経緯は、下記のとおりである。

- ・ H26.3 公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会
- ・ H26.8 公営企業の経営に当たっての留意事項について
- ・ H28.1 「経営戦略」の策定推進について

1.1.1 H26.3 公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会

公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、各企業の実情に対応した中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、それに基づき施設、財務、組織、人材等の経営基盤を強化することが必要であることから、総務省が「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」を開催し、関係者の意見を伺いながら公営企業の経営のあり方について検討を行った。

平成 25 年 12 月 4 日に第 1 回研修会が開催され、平成 26 年 3 月に研究会の成果として報告書がまとめられた。

1.1.2 H26.8 公営企業の経営に当たっての留意事項について

前項に示した「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」の結果等を踏まえ、平成 26 年 8 月 29 日に総務省より「公営企業の経営に当たっての留意事項について」が通達された。

この中では、公営企業会計の導入（特に下水道事業・簡易水道事業）のほか、経営戦略の策定について取り組むことが記載されている。

1.1.3 H28.1 「経営戦略」の策定推進について

前項に示した「公営企業の経営に当たっての留意事項について」や、「経済・財政再生計画」（経済財政運営と改革の基本方針 2015（H27.6.30 閣議決定）第 3 章）に示されている“経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。”を受け、経営戦略の策定を推進していくため、総務省の「「経営戦略」の策定推進について」が通達された。

この中では、「経営戦略策定ガイドライン」や、上下水道事業における先進的取組事例、経営戦略ひな型様式、経営戦略の策定等に要する経費に係る財政措置について等が示されている。

1.1.4 その他

総務省では、H28.1 に「経営戦略」の策定推進について」を通知後、経営戦略の策定支援として下記の情報を公表している。

H28.2 「経営比較分析表」の公表

H28.4 「経営戦略の策定に関する Q & A」の公表

第 2 章 現状と課題

2.1 事業概要

2.1.1 下水道施設の概要

青木村特定環境保全公共下水道事業は、平成 2 年度に事業着手、平成 7 年度に供用開始し、今年度までに 21 年が経過しており、平成 14 年度には整備は完了している。

青木村特定環境保全公共下水道事業の施設概要は次のとおりである。

表 2-1 施設概要

項目	特定環境保全 公共下水道	備考
事業着手年度	平成2年度	※特別会計設置
供用開始年度	平成7年度	
処理区数	1処理区	青木
人口・面積		
行政人口(人)	4,553	
全体計画人口(人)	4,420	
処理区域内人口(人)	4,093	
水洗化人口(人)	3,823	
全体計画面積(ha)	150	
処理区域面積(ha)	150	
処理区域内人口密度(人/ha)	27.29	
処理人口普及率	89.9%	
事業費累計(千円)	7,870,484	
管渠費累計	6,195,667	
処理場費累計	1,674,817	
その他累計		
管渠延長(km)	61	
汚水管渠	61	
雨水管渠		
終末処理場	1ヶ所	青木村浄化センター
現有処理能力(m ³ /日)	1,870	
地方公営企業法の適用	非適用	

2.1.2 下水道使用料体系

青木村特定環境保全公共下水道事業における下水道使用料体系は、「一般用」と「特定用(村営住宅)」から構成されている。

供用開始以来 2 回の改定を行っており、現行使用料体系は平成 18 年度に改定されたものである。

【青木村:下水道使用料の考え方】

- ・「一般用」と「特定用(村営住宅)」の 2 種類の体系を採用
- ・基本料金とは別に、超過料金の単価を設定(従量使用料制)
- ・従量使用料単価は単一の単価を設定

表 2-2 下水道使用料体系(2カ月)

種別	基本水量	料金	超過料金
一般用	10 m ³ まで	3,188 円	20 m ³ を超えた場合 1 m ³ につき 207 円
	20 m ³ まで	4,021 円	
特定用 (村営住宅)	20 m ³ まで	4,134 円	20 m ³ を超えた場合 1 m ³ につき 226 円

【出典】村 HP

2.2 現状分析

2.2.1 普及状況等

青木村の下水道事業は平成14年度に整備が完了していることもあり、新規の接続もあるものの、水洗化人口、処理水量、有収水量ともにほぼ横ばいの状況となっている。

処理場施設能力に対して、流入水量が少なく、施設利用率は低くなっているものの、その余裕は水質面の向上に活用されている。

【平成27年度時点での普及状況等】

- ①処理区域内人口：4,093人（人口普及率89.9%）
- ②水洗化人口：3,823人（水洗化率93.4%）
- ③処理水量（日平均）：876 m³/日（施設利用率46.8%）
- ④有収水量：296 千m³/年

2.2.2 投資の状況

青木村の下水道事業は平成2年度に建設事業に着手し、平成12年度に大規模な整備が完了し、それ以降は目立った支出がみられない。

供用開始から、約20年が経過し、処理場施設は老朽化対策に取り組んでおり、今後は管渠についても老朽化を踏まえた維持管理が必要となる。

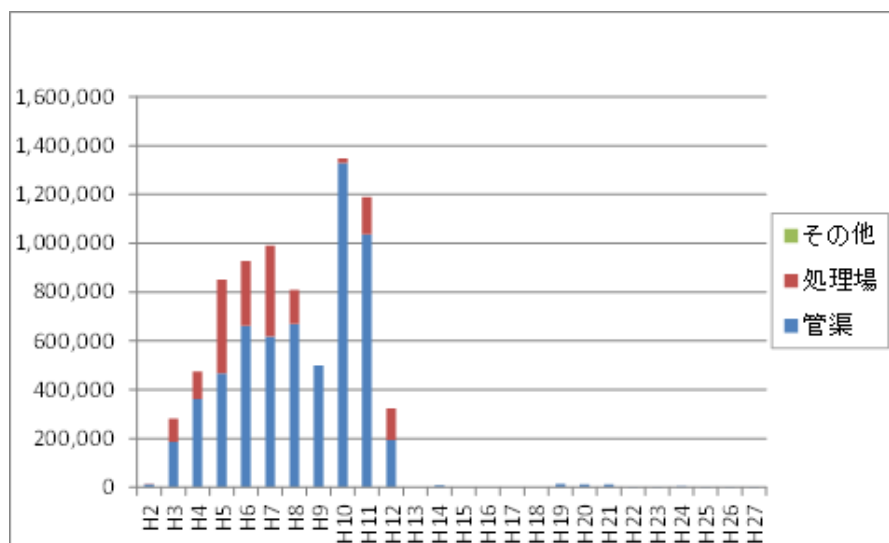


図-2.2.1 建設改良費の推移

2.2.3 維持管理費の状況

青木村の下水道事業の維持管理費は、平成 27 年度には約 5,000 万円となっており、修繕費等の増加に伴い、増加傾向にある。

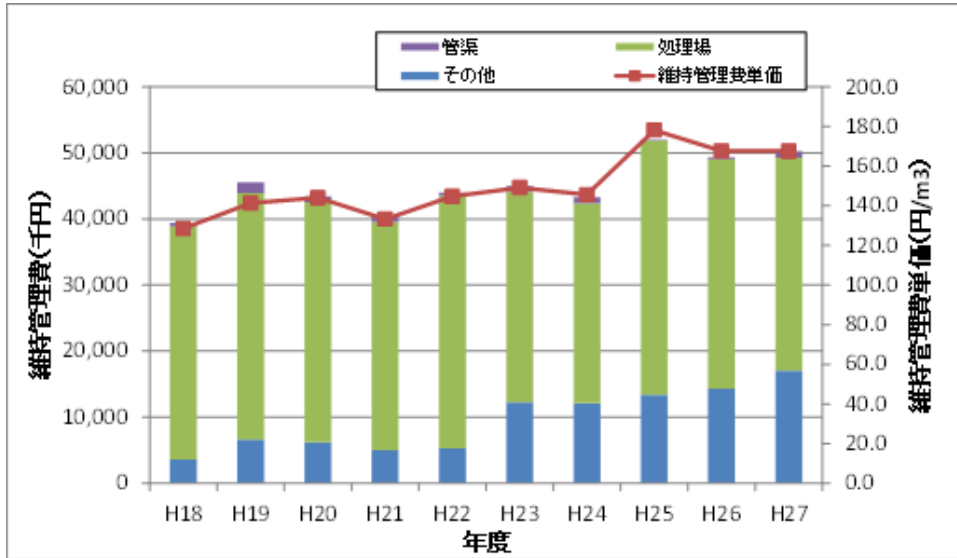


図-2.2.2 維持管理費の推移

2.2.4 下水道使用料の動向

使用料収入は、有収水量の動向に合わせて変動し、概ね横ばいで推移している。使用料単価については、使用料改定を行った平成 18 年度以降増加傾向にあったが、平成 25 年度には低下している。また、平成 26 年度以降は、消費税率の改定に伴い、上昇している。

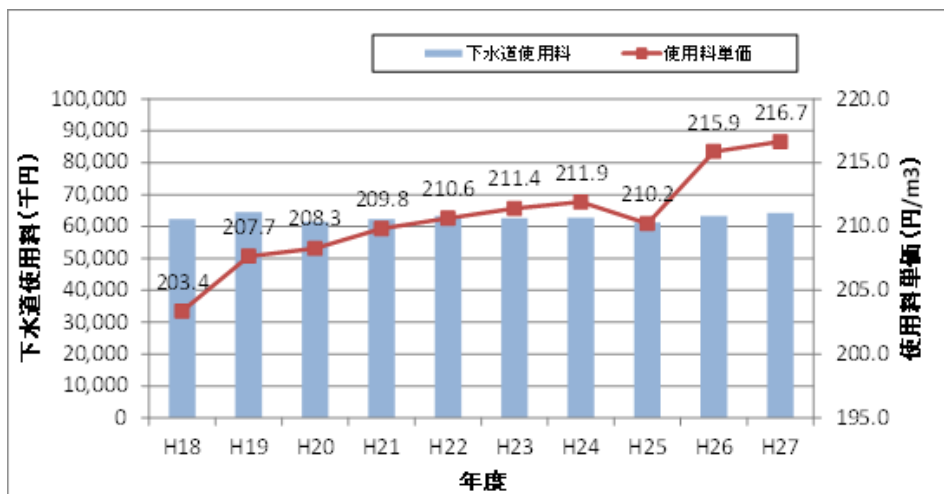


図-2.2.3 下水道使用料の推移

また、青木村下水道事業の使用料水準は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を行っている団体のうち、県内で 18 番目に高く（平成 26 年度）、国が推奨する最低基準である 150 円/m³を上回っている。

2.2.5 一般会計繰入金の動向

過年度における下水道事業に充当している一般会計繰入金の状況を見ると、全体的には減少傾向にあり、平成27年度は約2億円となっている。

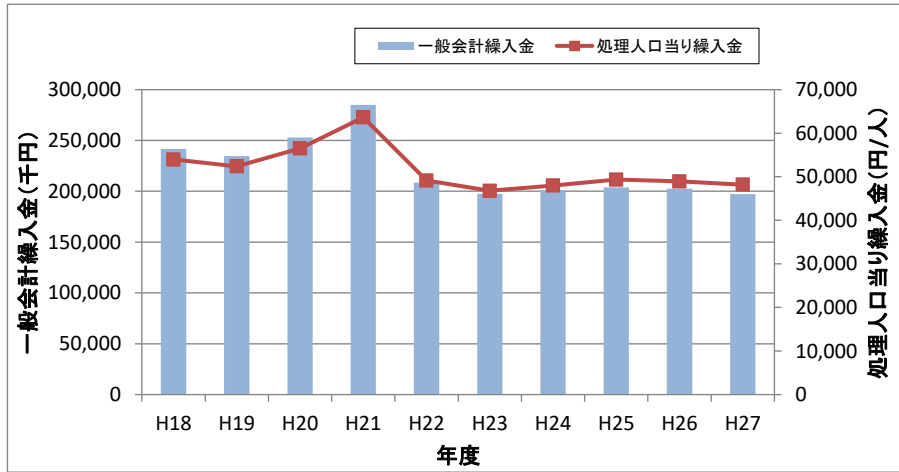


図-2.2.4 一般会計繰入金の推移

2.2.6 汚水処理費・経費回収率

過年度における汚水処理費の推移を見ると、全体的には減少傾向にあり、平成27年度では約9千万円となっている。

また、経費回収率の状況を見ると、平成25年度には一旦低下したものの、全体的には向上しており、平成27年度には71.7%にまで向上しているが、100%には達していない状況にある。

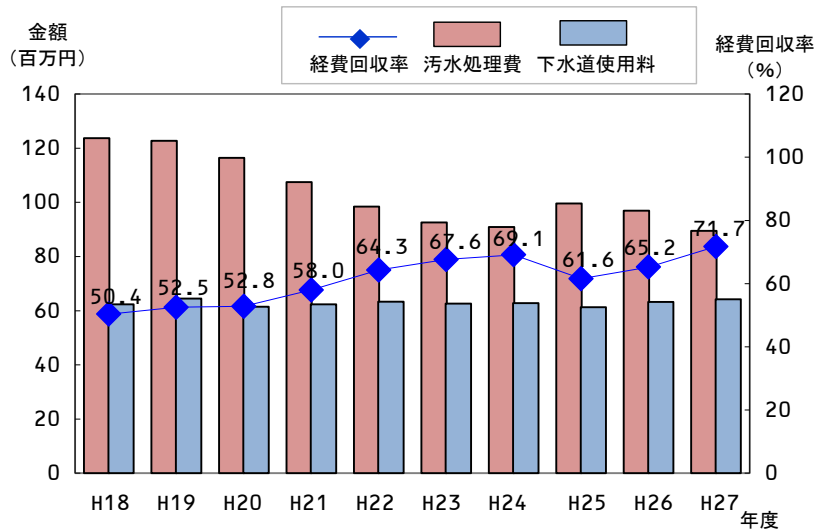


図-2.2.5 汚水処理費・経費回収率の推移

第 3 章 経営指標による分析

経営指標を用いて青木村下水道事業の経営状況を分析した。

同規模都市等と比べて、特に低い数値は見られず、効率的な事業運営が行われているものと考えられる。

【青木村下水道事業で使用する経営指標】

①収益的収支比率

- ・総収益／（総費用＋地方債償還金）× 100
- ・地方債償還金を含めた収益的収支状況を見るための指標

②経費回収率

- ・下水道使用料／汚水処理費（公費負担分を除く）× 100
- ・適正な使用料単価であるか、汚水処理費とのバランスにより評価するための指標

③汚水処理原価

- ・汚水処理費（公費負担分を除く）／年間有収水量
- ・汚水処理費が適正であるかを見るための指標

④使用料単価

- ・使用料収入／年間有収水量
- ・下水道使用料の水準が適正であるかを見るための指標

⑤施設利用率

- ・晴天時一日平均処理水量／晴天時現在処理能力 × 100
- ・水処理施設の効率性や適正規模を見るための指標

⑥水洗化率

- ・現在水洗便所設置済人口／現在処理区域内人口 × 100
- ・管渠施設の効率性や接続状況を見るための指標

表-3.1.1 各経営指標の比較

年度	H25	H26	H27	備考
収益的収支比率(%)				
青木村	83.7	84.8	82.4	
経費回収率(%)				
青木村	61.6	65.2	71.7	
同規模都市平均	50.4	48.6	-	
全国平均	62.1	63.5	-	
汚水処理原価(円/m ³)				
青木村	341.48	330.89	301.98	
同規模都市平均	328.73	349.85	-	
全国平均	253.23	253.12	-	
使用料単価(円/m ³)				
青木村	210.23	215.88	216.65	
同規模都市平均	165.54	170.13	-	
全国平均	157.18	160.71	-	
施設利用率(%)				
青木村	44.8	46.4	46.8	
同規模都市平均	92	77.5	-	
全国平均	58.6	62.6	-	
水洗化率(%)				
青木村	90.7	91.3	93.4	
同規模都市平均	80.1	79.6	-	
全国平均	79.8	80.4	-	

【青木村と同規模都市の定義：公共下水道事業】

- ・処理区域内人口：5千人未満
- ・有収水量密度：2.5千 m³/ha 未満
- ・供用開始年数：15年以上 25年未満

第 4 章 経営の基本方針

青木村下水道事業の経営における基本方針は、現状と課題を踏まえ、下記のとおり定める。

【経営の基本方針】

施策(1) 下水道施設の適正な維持管理

- ①放流水質の安定を図るため、青木村浄化センターの適正な運転と管理を実施します。
- ②下水道施設の安定運営のため、計画的な調査と維持管理を実施します。
- ③災害に強い生活排水施設の構築のために、重要施設の耐震化や簡易トイレの整備等を実施します。

施策(2) 下水道事業の経営の安定

- ①下水道事業を持続的かつ安定的に経営していくため、収入・支出の両面から経営健全化に取り組みます。
- ②公営企業会計の導入や情報公開等を通じて、下水道事業経営の透明性向上を図ります。

施策(3) 環境への貢献

- ①バイオマスの利活用を通じて、エネルギーの有効活用や村内環境への貢献を図ります。

第 5 章 投資・財政計画について

経営戦略に添付する「投資・財政計画」の策定を行った。

投資・財政計画は計画期間を 10 年間とし、以下の項目を設定する。

【1. 歳入】

- ①建設財源（国庫補助金、起債、一般会計繰入金、受益者負担金等）
- ②収益的収入（下水道使用料、その他、一般会計繰入金）

【2. 歳出】

- ①事業投資額（管渠、処理場、その他）
- ②起債償還費（元金、利息）
- ③維持管理費（管渠、処理場、その他）

5.1 事業投資額について

事業投資額については、以下の内容を見込んでいる。

汚水整備は完了しているため、改築事業や耐震化事業が主なものである。

【事業投資額】

- ①管渠・改築事業（平成 38 年度より TV カメラ調査を実施）
- ②処理場・改築事業
- ③処理場・耐震化事業

5.2 その他の設定

(1) 使用料収入

現行の使用料体系を維持することを想定し設定。

[使用料収入＝使用料単価×有収水量]

■使用料単価：216.9円／ m^3 （平成27年度実績を固定）

■有収水量：簡易水道事業と整合した人口設定を用いて設定

(2) 維持管理費

過去の実績等を考慮して設定。

(3) 受益者負担金

過去の減少率を考慮のうえ設定。

(4) 起債償還費

起債額に対して、以下の条件で償還額を算定する。

【起債借入条件：下水道事業債】

a) 金利方式：固定金利方式

b) 償還方法：元利均等償還方式の年2回償還（半年賦）

c) 年利率：1.5%

d) 償還期間・据置期間：30年償還・据置5年

e) 償還開始：次年度上期より開始

5.3 収支予測結果

現行使用料体系における収支予測結果は以下のとおり。

【考察】

① 歳出

- ・処理場の改築事業費により事業投資額は大きくなるが、起債償還費自体は年々減少している。
- ・維持管理費は、流入水量の減少に伴い、緩やかに減少してゆく。
- ・経費節減対策として維持管理費の低減が考えられるが、歳出としては起債償還費の割合が大きく、維持管理の削減効果は低い。

② 歳入

- ・下水道使用料は若干減少傾向にあるが、維持管理費・起債償還費の減少に伴い一般会計繰入金も減少してゆく。
- ・全体としては一般会計繰入金の比率が大きいが、現状と同程度の一般会計繰入金を維持できれば、事業運営は可能である。

③ 汚水処理費・経費回収率

- ・維持管理費の全額を下水道使用料で充当できており、資本費を含めた汚水処理費に対する経費回収率は88%まで向上する。
- ・経営健全化の施策の一つとして、使用料の改定も挙げられるが、現状でも使用料の水準は県内でも高い水準にあり、さらなる使用料改定は周辺自治体の動向等に十分に配慮のうえ検討することが必要である。

表-5.3.1 収支予測結果：歳出

【歳出】

単位：千円

項目	H27 (決算)	H28 (予算)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	備考
事業投資額	2,046	2,898	62,100	20,100	11,000	53,900	55,100	241,600	79,000	301,000	18,000	39,400	
管渠	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,400	
処理場	0		57,100	15,100	6,000	48,900	50,100	236,600	74,000	296,000	13,000	26,000	
その他	2,046		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
起債償還費	220,719	220,720	220,719	221,105	221,207	221,247	216,766	210,549	190,663	174,374	152,432	121,127	
元金	163,541		173,013	177,978	183,105	188,395	188,995	187,796	171,365	158,988	138,784	110,290	
利子	57,178		47,706	43,127	38,102	32,852	27,771	22,753	19,298	15,386	13,648	10,837	
維持管理費	50,295	56,910	48,407	48,153	47,912	47,732	47,435	47,194	46,964	46,782	46,488	46,252	
管渠費	1,016		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
処理場費	32,251		31,507	31,253	31,012	30,832	30,535	30,294	30,064	29,882	29,588	29,352	
その他	17,028		14,900	14,900	14,900	14,900	14,900	14,900	14,900	14,900	14,900	14,900	
歳出合計	273,060	280,528	331,226	289,358	280,119	322,879	319,301	499,343	316,627	522,156	216,920	206,779	

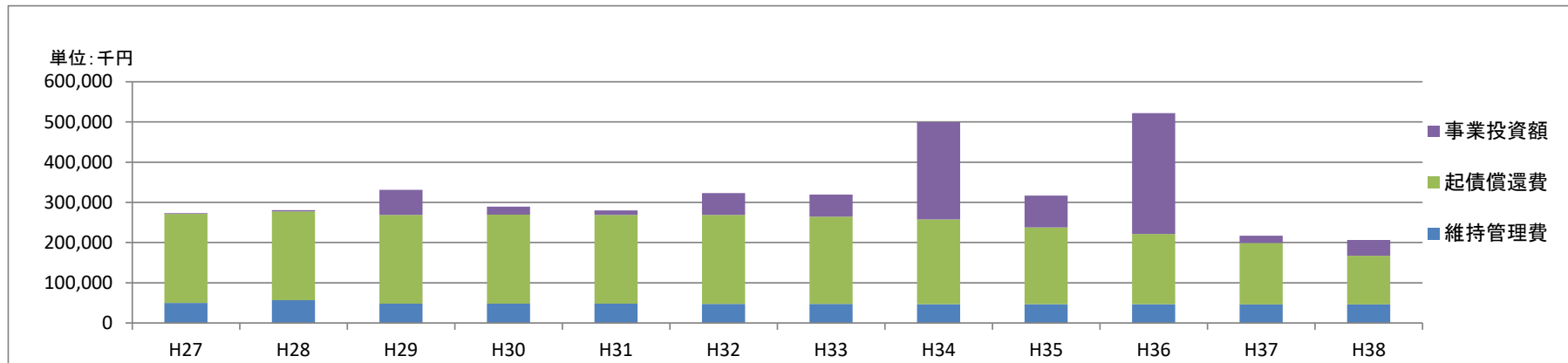


図-5.3.1 収支予測結果：歳出

表-5.3.2 収支予測結果：歳入

【歳入】

単位：千円

項目	H27 (決算)	H28 (予算)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	備考
建設財源	8,310	10,590	62,100	20,100	11,000	53,900	55,100	241,600	79,000	301,000	18,000	39,400	
国庫補助金	2,720	5,000	31,405	8,305	3,300	26,895	27,555	130,130	40,700	162,800	6,500	17,200	
起債	0	0	25,695	6,795	2,700	22,005	22,545	106,470	33,300	133,200	6,500	13,000	
一般会計繰入金	0	0	0	120	440	740	1,020	1,280	1,530	1,760	1,970	6,370	
受益者負担金等	5,590	5,590	5,000	4,880	4,560	4,260	3,980	3,720	3,470	3,240	3,030	2,830	
収益的収入	271,014	269,938	269,126	269,258	269,119	268,979	264,201	257,743	237,627	221,156	198,920	167,379	
下水道使用料	64,223	64,192	62,838	62,150	61,495	61,008	60,203	59,549	58,928	58,433	57,635	56,997	
その他収入	81	4,106	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	
一般会計繰入金	206,710	201,640	206,168	206,988	207,504	207,851	203,878	198,074	178,579	162,603	141,165	110,262	
歳入合計	279,324	280,528	331,226	289,358	280,119	322,879	319,301	499,343	316,627	522,156	216,920	206,779	

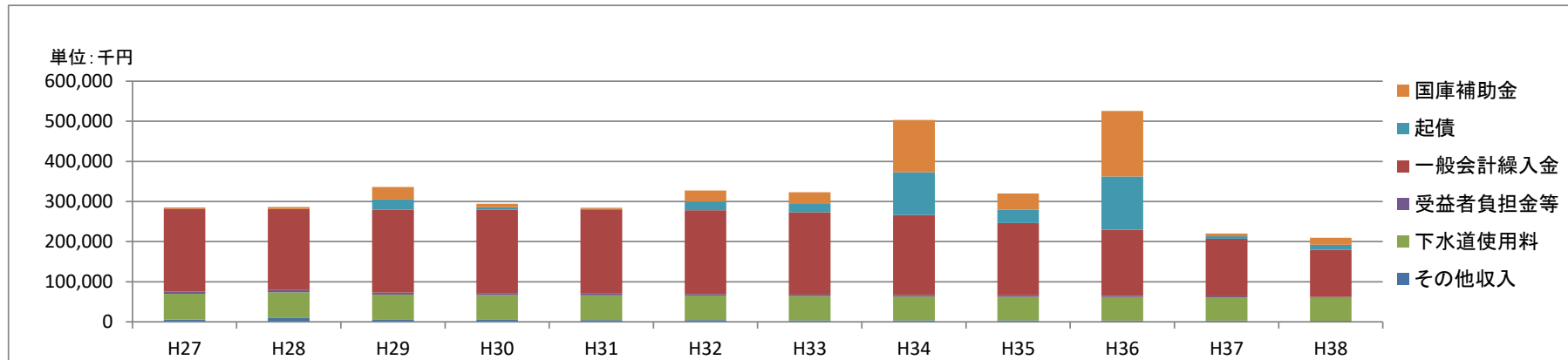


図-5.3.2 収支予測結果：歳入

表-5.3.3 收支予測結果：污水处理費・経費回収率

【污水处理費・経費回収率】

単位：千円

項目	H27 (決算)	H28 (予算)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	備考
①污水处理費	89,518	95,050	87,939	87,810	87,630	87,488	86,276	84,738	80,270	76,615	71,652	64,724	
②維持管理費	42,061	47,593	40,482	40,270	40,068	39,918	39,669	39,468	39,275	39,123	38,877	38,680	
③資本費	47,457	47,457	47,457	47,540	47,562	47,571	46,607	45,270	40,995	37,492	32,775	26,044	起債元利償還費
④下水道使用料	64,223	64,152	62,838	62,150	61,495	61,008	60,203	59,549	58,928	58,433	57,635	56,997	
経費回収率	72%	67%	71%	71%	70%	70%	70%	70%	73%	76%	80%	88%	④/①
維持管理費分	153%	135%	155%	154%	153%	153%	152%	151%	150%	149%	148%	147%	④/②
資本費分	47%	35%	47%	46%	45%	44%	44%	44%	48%	52%	57%	70%	(④-②)/③

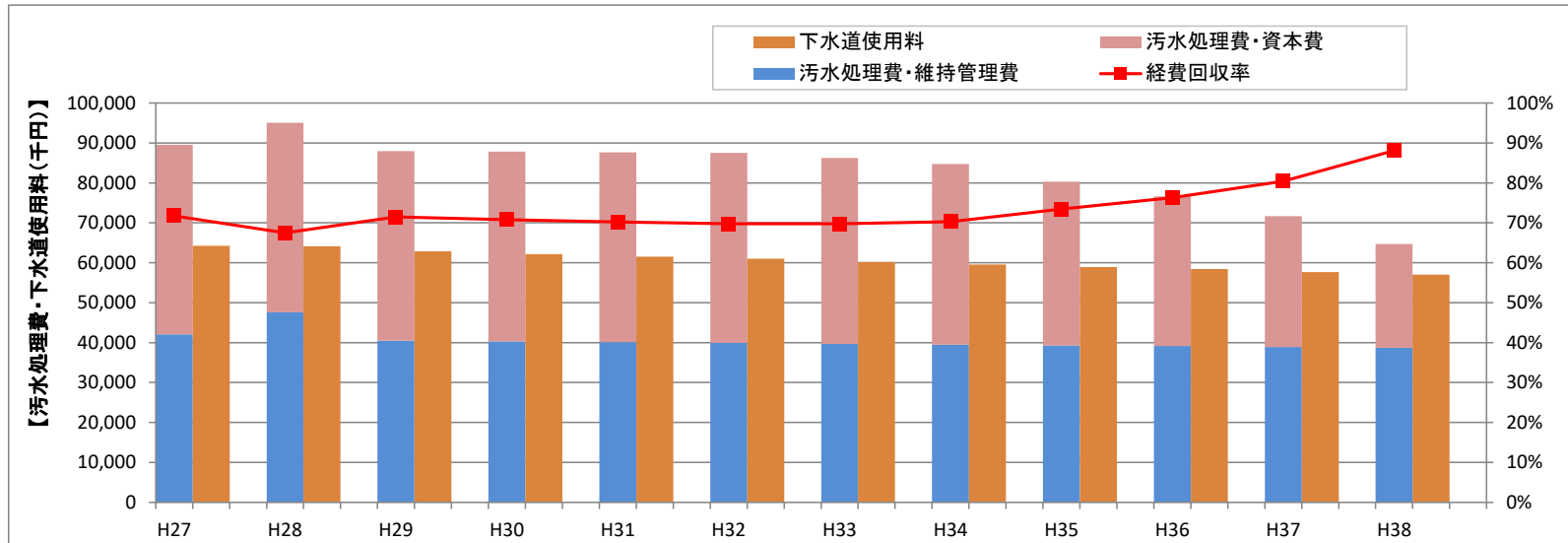


図-5.3.3 收支予測結果：污水处理費・経費回収率

5.4 経営改善のための施策について

下水道事業の経営改善のための施策については、現行使用料単価を維持した場合に、経費回収率 100%を達成できていないことから、一般的には使用料改定が候補となるが、青木村下水道事業の場合には、使用料の水準が県内でも高い部類に属し、また、国が推奨する 150 円/m³の設定を上回っていることから、さらに下水道使用料の水準を高くすることは、利用者の負担を考えると、適切な施策とはいえない。

また、投資財政計画の検討の結果、現行の使用料を維持した場合でも、現状とほぼ同じ水準の一般会計繰入金を維持すれば、当面（10 年間）は事業運営を行うことが可能であるとの結論が得られている。

その一方で、処理場施設や管路施設等については、老朽化が進んでおり、その改築のための財源確保が将来の課題といえる。

そのために、平成 13 年度に創設した「青木村特定環境保全公共下水道事業基金」を活用し、一般会計からの繰入金を原資としながら、基金を積立て、将来の改築事業の財源として充当することを検討するのが望ましい。

今回検討では、下に示す 3 案の検討を行い、積立額や一般会計繰入金の設定について、現実的な案である「③基金積立が年間 1 千万円以下となるパターン」を採用案とする。

【経営改善シミュレーション】

①一般会計繰入金 2 億円(下限)・基金積立パターン

⇒平成 38 年度末時点での残高：196 百万円

②一般会計繰入金 1.5 億円(下限)・基金積立パターン

⇒平成 38 年度末時点での残高：40 百万円

③基金積立が年間 1 千万円以下となるパターン

⇒平成 38 年度末時点での残高：26 百万円

※ただし、収支を確保するために必要な一般会計繰入金の金額が現状と同程度（約 2 億円）となる場合には、積立は実施しない。

⇒③を採用案とする。

第 6 章 計画の見直しについて

事業を取り巻く状況の変化や進行管理の検証・分析の結果などから判断し、適宜、計画の見直し・修正を行う必要があり、今後は定期的に見直しを実施する。

次回見直しは、下水道事業への地方公営企業法の適用（平成 32 年 4 月を予定）のスケジュールを勘案しながら、5 年後を目途とすることで検討する。

「青木村下水道事業経営戦略」
(総務省への提出様式)

青木村下水道事業経営戦略

団 体 名 : 長野県青木村

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度 (経過年数21年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用
処理区域内人口密度	27.29人/ha(平成27年度現在)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1(青木処理区)		
処理場数	1(青木村浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成27年度に「生活排水エリアマップ2015」を策定し、最適な生活排水施設の整備構想の検討を実施。 (広域化・共同化については、特に予定は無いが、将来的には検討も視野に入れる。)		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	・「一般用」と「特定用(村営住宅)」の2種類の体系を採用 ・基本料金とは別に、超過料金の単価を設定(従量使用料制)し、従量使用料単価は単一の単価を設定 ※現行体系は平成18年4月1日に改定。		
業務用使用料体系の 概要・考え方	・一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用。		
その他の使用料体系の 概要・考え方	・一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用。		
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ² あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,975 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ² あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載
	平成26年度	4,080 円	
	平成27年度	4,080 円	
	平成25年度	4,211 円	
	平成26年度	4,323 円	
	平成27年度	4,339 円	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名(損益勘定所属職員)
事業運営組織	住民福祉課上下水道係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・管路施設や処理場施設の維持管理に民間委託を活用。
	イ 指定管理者制度	・未採用
	ウ PPP・PFI	・未採用
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	・処理場で発生する下水汚泥をコンポストとして県内利用。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	・事例無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

2. 経営の基本方針

<p>・以下に示す基本方針を策定し、これに基づく事業経営を実施。</p> <p>施策(1) 下水道施設の適正な維持管理 ①放流水質の安定を図るため、青木村浄化センターの適正な運転と管理を実施します。 ②下水道管の事故防止のため、計画的な調査と維持管理を実施します。 ③災害に強い生活排水施設の構築のために、重要施設の耐震化や簡易トイレの整備等を実施します。</p> <p>施策(2) 下水道事業の経営の安定 ①下水道事業を持続的かつ安定的に経営していくため、収入・支出の両面から経営健全化に取り組みます。</p> <p>施策(3) 環境への貢献 ①バイオマスの利活用を通じて、エネルギーの有効活用や村内環境への貢献を図ります。</p>

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

<p>1) 汚水整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業の汚水整備については、全体計画150haを対象とした、処理場・管渠施設の整備は完了済み。 <p>2) 改築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命会計画に基づき、処理場施設の改築事業を実施予定。 ①電気設備工事：H29(約57百万円) ②汚泥処理設備工事、監視制御設備工事：H33～H34(約250百万円) ③水処理設備工事：H35～H36(約370百万円) ④沈砂池・用水設備工事：H38(約26百万円) <p>3) 耐震化事業</p> ①処理場 土木建築：H31～H32(約30百万円)
--

② 収支計画のうち財源についての説明

<p>1) 建設財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金や地方債は、現在の国の制度等により算定される額を計上。 <p>2) 下水道使用料・一般会計繰入金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道事業とともに、将来の人口動向を検証した結果、行政人口は減少する見通しであり、それに伴い有収水量も減少する見通しである。 ・しかしながら、青木村下水道事業の使用料体系は全国平均等と比較して高い水準にあることや起償償還費が減少していくこと等から、利用者の負担増を考慮し、当面は使用料改定を行わない方針とする。 ・将来の改築事業の財源とすることを目的に、一般会計からの繰入金を原資として、基金への積立を行う。
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>1) 維持管理費：管渠費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕費や路面復旧費等について、過年度実績を考慮し、年200万円計上。 <p>2) 維持管理費：処理場費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動力費、修繕費、材料費、薬品費、委託費等について、過年度実績や水量減少等を考慮し、年3,000万円程度計上。 <p>3) その他維持管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員給与費や諸経費等を、年1,500万円程度計上。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	・将来的には広域化、ネットワーク化等も将来的には検討予定。
投資の平準化に関する事項	・ストックマネジメント計画策定時には考慮。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	・社会的な動向等を踏まえ、将来的には拡大する方針とする。
その他の取組	・経営基盤強化や財政マネジメントの向上等を目的に、簡易水道事業とともに早期の法適用及び公営企業会計方式の導入を行う。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	・利用者の負担増や県内の事業の動向等を踏まえ、現行の使用料体系を当面据え置くものとし、支出の抑制に努めることにより、収支バランスを確保する。
資産活用による収入増加の取組について	・バイオマス利活用について、広域連携等により活用形態を拡大予定。
その他の取組	・上記以外の今後の財源確保に関する取り組みについて、今後国や他都市の動向を踏まえ、必要に応じて検討を進めていく方針。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	・今回検討では見込んでいないが、将来的には社会的な動向等を踏まえ、拡大を視野に入れる。
職員給与費に関する事項	・基本的には現状を維持。
動力費に関する事項	・運転方法の見直し等による動力費の削減を今後検討予定。
薬品費に関する事項	・運転方法の見直し等による薬品費の削減を今後検討予定。
修繕費に関する事項	・ライフサイクルコストの抑制による修繕費の適正化等を今後検討予定。
委託費に関する事項	・計画的な維持管理の導入等による委託費の適正化を今後検討予定。
その他の取組	・上記以外の今後の財源確保に関する取り組みについて、今後国や他都市の動向を踏まえ、必

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<p>1) 経営戦略の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、投資財政計画と実績との比較を行い、計画と乖離が無いかを検証、要因分析を行い、経営戦略の見直しに活用。 <p>2) 経営戦略の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後定期的に経営戦略の見直しを実施。 ・次回は、法適用(H32.4を予定))のスケジュールを勘案しながら、5年後を目途とすることを検討。
---------------------	--

「投資・財政計画」
(総務省への提出様式)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	平成30年 度	平成31年 度	平成32年 度	平成33年 度	平成34年 度	平成35年 度	平成36年 度	平成37年 度	平成38年 度	
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)		271,014	269,938	269,126	269,258	269,119	268,979	264,201	258,389	247,518	226,793	205,785	170,747	
		(1) 営 業 収 益 (B)		64,223	64,192	62,838	62,150	61,495	61,008	60,203	59,549	58,928	58,433	57,635	56,997	
		ア 料 金 収 入		64,223	64,192	62,838	62,150	61,495	61,008	60,203	59,549	58,928	58,433	57,635	56,997	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
		ウ そ の 他														
		(2) 営 業 外 収 益		206,791	205,746	206,288	207,108	207,624	207,971	203,998	198,840	188,590	168,360	148,150	113,750	
		ア 他 会 計 繰 入 金		206,710	201,640	206,168	206,988	207,504	207,851	203,878	198,720	188,470	168,240	148,030	113,630	
		イ そ の 他		81	4,106	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	
		2 総 費 用 (D)		107,473	109,427	96,113	91,280	86,014	80,584	75,206	69,947	66,262	62,168	60,136	57,089	
		(1) 営 業 費 用		50,295	56,910	48,407	48,153	47,912	47,732	47,435	47,194	46,964	46,782	46,488	46,252	
		ア 職 員 給 与 費		9,970	10,492	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
		ウ ち 退 職 手 当														
		イ そ の 他		40,325	46,418	38,407	38,153	37,912	37,732	37,435	37,194	36,964	36,782	36,488	36,252	
		(2) 営 業 外 費 用		57,178	52,517	47,706	43,127	38,102	32,852	27,771	22,753	19,298	15,386	13,648	10,837	
ア 支 払 利 息		57,178	52,517	47,706	43,127	38,102	32,852	27,771	22,753	19,298	15,386	13,648	10,837			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息																
イ そ の 他																
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		163,541	160,511	173,013	177,978	183,105	188,395	188,995	188,442	181,256	164,625	145,649	113,658			
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		8,310	10,590	62,100	20,100	11,000	53,900	55,100	241,600	79,000	301,000	18,000	39,400	
		(1) 地 方 債 償 還 金		0	0	25,695	6,795	2,700	22,005	22,545	106,470	33,300	133,200	6,500	13,000	
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債														
		(2) 他 会 計 補 助 金		0	0	0	120	440	740	1,020	1,280	1,530	1,760	1,970	6,370	
		(3) 他 会 計 借 入 金														
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		2,720	5,000	31,405	8,305	3,300	26,895	27,555	130,130	40,700	162,800	6,500	17,200	
		(6) 工 事 負 担 金														
		(7) そ の 他		5,590	5,590	5,000	4,880	4,560	4,260	3,980	3,720	3,470	3,240	3,030	2,830	
		2 資 本 的 支 出 (G)		165,587	171,101	235,113	198,078	194,105	242,295	244,095	429,396	250,365	459,988	156,784	149,690	
		(1) 建 設 改 良 費		2,046	2,898	62,100	20,100	11,000	53,900	55,100	241,600	79,000	301,000	18,000	39,400	
		ウ ち 職 員 給 与 費														
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		163,541	168,203	173,013	177,978	183,105	188,395	188,995	187,796	171,365	158,988	138,784	110,290	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 157,277	△ 160,511	△ 173,013	△ 177,978	△ 183,105	△ 188,395	△ 188,995	△ 187,796	△ 171,365	△ 158,988	△ 138,784	△ 110,290			

(単位:千円,%)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	平成30年 度	平成31年 度	平成32年 度	平成33年 度	平成34年 度	平成35年 度	平成36年 度	平成37年 度	平成38年 度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	6,264	0	0	0	0	0	0	646	9,891	5,637	6,865	3,368
積 立 金 (K)								646	9,891	5,637	6,865	3,368
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	6,264	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	6,264	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100	97	100	100	100	100	100	100	104	103	103	102
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)	0											
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	64,223	64,192	62,838	62,150	61,495	61,008	60,203	59,549	58,928	58,433	57,635	56,997
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	64,223	64,192	62,838	62,150	61,495	61,008	60,203	59,549	58,928	58,433	57,635	56,997
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	2,041,194	1,872,991	1,725,673	1,554,490	1,374,085	1,207,695	1,041,245	959,919	821,854	796,066	663,782	566,492

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	平成30年 度	平成31年 度	平成32年 度	平成33年 度	平成34年 度	平成35年 度	平成36年 度	平成37年 度	平成38年 度
区 分												
収益的収支分	142,914	138,538	141,683	141,088	140,155	139,019	133,529	126,170	107,742	90,256	73,227	43,958
うち基準内繰入金	142,914	138,538	141,683	141,088	140,155	139,019	133,529	126,170	107,742	90,256	73,227	43,958
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分	63,796	63,102	64,485	66,020	67,789	69,572	71,369	73,830	82,258	79,744	76,773	76,042
うち基準内繰入金	61,750	63,102	64,485	65,900	67,349	68,832	70,349	71,904	70,837	72,347	67,938	66,304
うち基準外繰入金	2,046	0	0	120	440	740	1,020	1,926	11,421	7,397	8,835	9,738
合 計	206,710	201,640	206,168	207,108	207,944	208,591	204,898	200,000	190,000	170,000	150,000	120,000